

市民部

議案第122号大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第122号大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料2ページをお願いします。条例の改正概要についてでございます。本年9月に滋賀県のパートナーシップ宣誓制度が開始されたことに伴い、性の多様性に対する理解増進とともにパートナーシップの宣誓をされた方々の生活上の不便を軽減する観点から、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族にパートナー関係にあった者を含めるものです。

改正内容の1点目ですが、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲にパートナー関係にあった者を含めるものです。

改正内容の2点目ですが、被害者と加害者との間に親族関係があるときには、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができることとされているのと同様に、被害者と加害者との間にパートナー関係があるときには、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができることの改正を行うものです。施行日は、公布の日でございます。

資料4ページは、改正条文の新旧対照表でございます。

以上、大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明といたします。